

【本 Q & Aを読む前に】

「新座市介護予防・日常生活支援総合事業説明会資料」及び「訪問型サービス・通所型サービスの基準・報酬」を御一読の上、Q & Aを御覧ください。

なお、本取扱いは随時、加筆・修正等を加えていきますので、定期的に確認するようお願いいたします。

1 指定申請について

問 新座市の指定を受けたい場合の手続について、どのような手続となるか。

(答)

訪問のみなし指定の事業者については、特に手続は必要ありません。

通所のみなし指定の事業者については、新座市が他市町村とは異なるサービスコードを使用する（サービス種類コードが一般的なA 5ではなくA 6を使用する）ため、全ての事業所は新座市への届出が必要になります。

また、訪問・通所のみなし指定以外の事業者については、本市への指定申請が必要になります。

問 新座市に住民登録をしている利用者が他市町村に所在する事業所のサービスを使う場合は、新座市の単価（単位数・地域区分の単価）が適用されるのか。

(答)

サービスコードがA 1（訪問のみなし指定事業者）については、事業所所在地における地域区分の単価が適用になります（介護予防訪問介護と同じ）。

これに対して、A 2・A 3（介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスAの指定事業者）、A 6・A 7（通所の全ての指定事業者）については、利用者の住民登録地である新座市の地域区分単価が適用になります。

種類コード	市内事業所	市外事業所
A 1	国が定める単位数 ×国が定める新座市の地域区分 単価（5級地）	国が定める単位数 ×国が定める <u>事業所所在地</u> の地 域区分単価
A 2 A 6・A 7	新座市が定める単位数 ×新座市が定める地域区分単価	新座市が定める単位数 × <u>新座市が定める地域区分単価</u>

※1 新座市が定める地域区分単価

訪問型サービスが10.70円、通所型サービスが10.45円（介護保険給付と同じ）。

問 他市に住民登録をしている利用者がある場合の指定申請は、どのようにすればよいか？

(答)

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、市町村ごとに実施する事業です。したがって、他市の利用者がある場合で引き続きサービス提供する場合は、その利用者の住民登録地（「介護保険被保険者証に記載のある住所地」（介護保険者ではないことに注意））の保険者から指定を受ける必要があります。指定申請手続は、保険者ごとに異なりますので、各保険者へ御確認ください。

つまり、一の事業所に複数の他市の利用者がある場合は、その全ての市町村の指定を受ける必要があります(みなし指定を受けている場合を除きます。)

問 新座市以外の指定を受ける場合に気を付けることはあるか？

(答)

総合事業は、市町村ごとに実施する事業であることから、市町村ごとに人員、設備及び運営に係る基準並びに報酬等が設定されています。

したがって、複数の市町村の指定を受ける場合は、各市の利用者に対して、それぞれの基準等を満たすよう運営していく必要があります。

	A市	B市	C市
利用者	10人	6人	4人
人員等基準	10人に対して A市の基準を遵守	6人に対して B市の基準を遵守	4人に対して C市の基準を遵守
報酬	A市のサービスコード・算定基準で請求	B市のサービスコード・算定基準で請求	C市のサービスコード・算定基準で請求

問 新座市外の事業所で、利用者に新座市民がいるが、新座市の指定を受けること（基準を満たすこと）が、経営上等のやむを得ない理由により困難である場合はどのようにすればよいか？

(答)

利用者に引き続きサービス提供が必要な場合は、新座市の事業所指定を受けている事業所へ移行する必要があります。

2 定款・運営規程・契約書について

問 現行の定款に、第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」及び「老人デイサービス事業」の実施規程がある場合、変更は必要か？

答

不要です。老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項及び第3項を参照してください。

- 2 この法律において、「老人居宅介護等事業」とは、第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業又は同法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（以下「第一号訪問事業」という。）であつて厚生労働省令で定めるものをいう。
- 3 この法律において、「老人デイサービス事業」とは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者（その者を現に養護する者を含む。）を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業又は同法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（以下「第一号通所事業」という。）であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

問 事業の目的として定款へ位置付ける場合の事業名についてどのように記載すればよいか？

答

介護保険法に規定されている事業名が適当であると考えます。「介護保険法に基づく第一号事業」など

※ 定款変更について、所轄官庁の許認可が必要な場合は、当該所轄官庁へ御相談ください。

問 運営規程は、介護給付（訪問介護、通所介護又は地域密着型通所介護）と別に作成したほうがよいか。

答

介護給付の運営規程については都道府県の所管であり、総合事業の運営規程については市町村の所管となりますが、必要事項について記載があれば、一体的に作成しても差し支えありません。

問 契約書は、介護給付（訪問介護、通所介護又は地域密着型通所介護）と別に作成したほうがよいか。

答

契約書についても、運営規程と同様ですが、利用者に誤解を生じさせることのないよう、サービス内容等の契約事項について記載する必要があります。

3 訪問型・通所型サービスについて（共通事項）

問 介護予防短期入所生活介護は、予防給付か。

答

予防給付です。

4 訪問型サービスについて

問 訪問型サービスAの提供時間が45分の場合は、どの区分で算定することになるか。

答

45分以上の区分で算定します。

問 介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおいて、訪問型サービスAの状態像として判断された利用者に対して、既存の介護福祉士等がサービス提供する場合は、どのような取扱いとなるか。

答

基本的には、訪問型サービスAの指定を受けた事業所の市が定める研修修了者によるサービス提供を行うことを検討することになりますが、上記の事業所がない場合については、介護保険給付外のサービス又は支援等で対応することになります。

なお、本市では、「介護予防訪問介護相当サービス」及び「訪問型サービスA」の両方の指定を受けている事業所の介護福祉士等が、サービスAを提供した場合については、平成29年度中に限り、経過措置として「介護予防訪問介護相当サービス」の報酬を算定できることとするため、必要に応じて、本取扱いを踏まえた提供も検討することとなります。後日、通知を発出する予定です。

5 通所型サービスについて

問 管理者と機能訓練指導員との兼務は可能か？

答

管理上支障がない場合に限り、可能です。

ただし、「管理者と個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定要件となっている専従の機能訓練指導員との兼務」については認められません。

（理由）

個別機能訓練加算（Ⅰ）については、サービス提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等の配置が必要であり、管理者が当該機能訓練指導員の職務と兼務するとサービス提供時間中の利用申込みの対応、突発的な事故や苦情対応その他事業実施の一元的な管理ができなくなり、管理業務に支障があると考えられるため。

6 介護予防ケアマネジメントについて

問 介護予防ケアマネジメントに関する委託の考え方において示された、1クールとはなにか。

答

1クールとは、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について（平成27年厚労省老振課長通知）」における「5実施の手順」のアセスメント（課題分析）から評価までを指します。

問 1クールについて、標準的な期間は示されるのか。

答

「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について（平成27年厚労省老振課長通知）」における下記の取扱いを参考に期間を設定してください。

本市が、期間について標準的なもの示す予定はございません。

②「期間」

「期間」は、「支援内容」に掲げた支援をどの程度の「期間」にわたり実施するかを記載する（「〇か月」「〇月〇日～〇月〇日」など記載する）。

なお、「期間」の設定においては要支援者の場合は「認定の有効期間」も考慮するものとする。

また、「支援内容」に掲げたサービスをどの程度の「頻度（一定期間内での回数、実施曜日等）」で実施するか提案があれば記載する。

問 介護予防ケアマネジメントに関する委託の考え方について、既に委託されている利用者の場合は、どのような取扱いとなるか。

答

現認定の有効終了日の60日前から更新手続きが可能となりますが、このときに地域包括支援センターと居宅介護支援事業所が調整の上、更新認定又は基本チェックリストのいずれかの手続きを判断することとなります。

上記判断において、基本チェックリストを実施した結果、事業対象者に該当した場合は、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへ移行します。

なお、介護予防ケアマネジメントの委託に関する考え方は、既にお示したとおり、下

記の考え方です。

- 1 地域包括支援センターが、全ての介護予防ケアマネジメントを行う。
- 2 居宅介護支援事業所に委託する場合において、初回の介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが行い(1クール終了後の)ケアプランの継続、変更の時点以後は、居宅介護支援事業所が行い、適宜地域包括支援センターが関与する。
- 3 居宅介護支援事業所が多くのケースについて介護予防ケアマネジメントを行う場合も、初回の介護予防ケアマネジメント実施時に地域包括支援センターが立ち会うように努めるとともに、地域ケア会議等を活用しつつ、その全てに関与する。

以上を踏まえ、既に委託している場合について、1及び2の考え方を適用すると、委託を引き上げることになりますが、これまでの居宅介護支援事業所と利用者との関係性等を考慮すると現実的ではなく、市として、一律に委託を引き上げるような想定はしていません。

したがって、既に委託されている介護予防ケアマネジメントの取扱いについては、3の考え方を踏まえて、実施することとなります。

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制届出書

「実施事業」

今回申請（届出）するもの及び既に指定を受けているもの（みなし指定も含む）に「○」と記入してください。

「指定（許可）年月日」

指定（許可）を受けた年月日を記入してください（みなし指定を受けている場合は、平成27年4月1日が指定日です。有効期間は、新座市では3年間です。）。

「異動等の区分」

新規＝指定を初めて受ける場合

変更＝既に指定を受けているが、届け出ている内容に変更がある場合

終了＝事業を廃止する場合

「異動（予定）年月日」

上記の異動が行われる年月日を記入してください。

したがって、現行相当のみなし指定を受けている介護予防通所介護事業所は、次のとおりの記載となります。

指定（許可）年月日=平成27年4月1日

異動等の区分=記入不要

異動（予定）年月日=記入不要

「介護保険事業所番号」

介護予防・日常生活支援総合事業事業所番号を記入してください。

既に指定事業所番号が付番されている場合は、その番号をそのまま使用しますが、新たな番号が付番されている場合はそちらを使用することになります。

新たな番号は、「3桁目が**0**で、6～9桁目が**5000～9999**」又は「3桁目が**A**」

「特記事項」

特記事項は「**異動等の区分**」が「**変更**」の場合に、変更の内容を記入します。

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧

「施設等の区分」

今回申請（届出）するもの及び既に指定を受けているもの（みなし指定も含む）に「○」と記入してください。

「人員配置区分」

今回申請（届出）するもの及び既に指定を受けているもの（みなし指定も含む）に「○」と記入してください。

「その他該当する体制等」

以下の加算等に該当する場合は、添付書類が必要です。

（訪問型サービス・通所型サービス共通）

- 1 介護職員処遇改善加算が「なし」以外
→ホームページを御覧ください。
- 2 割引が「あり」
→第一号事業指定事業者による第一号事業費の割引に係る割引率の設定について

（訪問型サービス）

- 1 サービス提供責任者体制の減算が「あり」
→サービス提供責任者体制の減算に関する届出書

（通所型サービス）

- 1 サービス提供体制強化加算が「なし」以外
→サービス提供体制強化加算に関する届出書
→介護福祉士の資格を証明する書類の写し
- 2 事業所評価加算〔申出〕の有無が「あり」
→ホームページを御覧ください。